

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年9月3日

【届出者の氏名又は名称】 YAGEO Electronics Japan合同会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都千代田区西神田三丁目8番1号

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

【電話番号】 03-6250-6200(代表)

【事務連絡者氏名】 弁護士 新川 麻ノ同 濱田 啓太郎

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 YAGEO Electronics Japan合同会社
(東京都千代田区西神田三丁目8番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、YAGEO Electronics Japan合同会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社芝浦電子をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の記載において、「営業日」とは行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に、本公開買付けは、1934年米国証券取引所法(以下「米国証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びそれらに従って定められた規則の適用を受けず、本公開買付けはこれらの手続又は基準に沿ったものではありません。本書に含まれるあらゆる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に従って作成されたものではありません。また、これらの財務情報は、米国の会社の財務情報と同等のものとは限りません。また、公開買付者が米国外で設立された会社であることなどから、その取締役及び役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外に拠点を置く会社やその取締役及び役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外に拠点を置く会社又はその子会社に対する米国の裁判所の管轄が認められない場合があります。

- (注10) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27 A 条及び米国証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はその関連者(affiliate)は、明示的又は黙示的な「将来に関する記述」が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報をもとに作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注12) 本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に、日本の会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従って単元未満株式を買い取る可能性、対象者の従業員持株会が、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、対象者の株式を買い付ける可能性及び公開買付者及び対象者のフィナンシャルアドバイザー並びに公開買付代理人がその通常のセカンダリー業務の範疇において日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、自己及び顧客の勘定で対象者の株式を買い付ける可能性があり、公開買付者は、かかる買取りや買付けを了解しています。日本の金融商品取引関連法制上、かかる買取り又は買付けにつき開示がなされた場合、米国の株主に対して当該開示について書面による通知がなされるか又は公開買付者若しくは対象者のホームページ上開示がなされます。
- (注13) 公開買付者又は対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(それらの関連者(affiliate)を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国証券取引所法規則第14 e - 5 条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行ったフィナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語のホームページ(又はその他の公開方法)においても開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。)第27条第2項但書に基づき、2025年9月2日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、対象者の普通株式の取得が可能となったことに伴い、法令に基づき、2025年5月9日付で提出した公開買付届出書(2025年6月2日付、同年6月17日付、同年6月25日付、同年7月1日付、同年7月15日付、同年8月1日付、同年8月18日付、同年8月21日付、同年8月25日付及び同年8月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年9月3日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月18日まで延長し、公開買付期間を92営業日に延長することとなったことから、2025年5月9日付で提出した公開買付届出書及びその添付書類である2025年5月9日付公開買付開始公告(2025年6月2日付、同年6月17日付、同年6月25日付、同年7月1日付、同年8月1日付、同年8月21日付、同年8月25日付及び同年8月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2025年6月17日付、同年6月25日付、同年7月1日付、同年7月15日付、同年8月1日付、同年8月18日付、同年8月21日付、同年8月25日付及び同年8月27日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である公開買付条件等の変更の公告を提出いたしましたので、当該添付書類を追加するものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(7) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について

インフォームド・ジャッジメントの機会の確保

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

外国為替及び外国貿易法

(3) 許可等の日付及び番号

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。

下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」記載のとおり、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2025年3月4日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんでした。その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025年6月2日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、2025年7月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年8月1日までに延長する旨の通知を受領しました。その後、公開買付者は、2025年8月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年9月1日までに再度延長する旨の通知を受領しました。

2025年8月27日、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いました。公開買付者は、関連当局から提示された条件を前提とした本公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025年8月27日付で2025年6月2日に行った届出を取り下げ、同日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ、上記提示された条件付きで三度目の届出(以下「第三対内直接投資届出」といいます。)を行い、同日付で受理されました。今後、第三対内直接投資届出に基づき、関連当局による承認に向けた審査がなされます。

< 中略 >

また、2025年8月27日、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いました。公開買付者は、関連当局から提示された条件を前提とした本公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025年8月27日付で2025年6月2日に行った届出を取り下げ、同日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ、上記提示された条件付きで第三対内直接投資届出を行い、同日付で受理されました。今後、第三対内直接投資届出に基づき、関連当局による承認に向けた審査がなされます。これに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年8月27日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月10日まで延長すること(以下「本買付条件変更(11)」)となりました。

公開買付者は、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、遅くとも2025年9月10日までに本公開買付けによる株式取得に係る承認を取得できると見込んでおります。

(訂正後)

< 前略 >

下記「６ 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。

下記「６ 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」記載のとおり、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025年２月６日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025年２月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2025年３月４日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんでした。その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025年６月２日付で外国為替及び外国貿易法第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、2025年７月１日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第３項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第１項に従い2025年６月２日に行った届出に係る待機期間を、2025年８月１日までに延長する旨の通知を受領しました。その後、公開買付者は、2025年８月１日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第３項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第１項に従い2025年６月２日に行った届出に係る待機期間を、2025年９月１日までに再度延長する旨の通知を受領しました。

2025年８月27日、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第１項に従い2025年６月２日に行った届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いました。公開買付者は、関連当局から提示された条件を前提とした本公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025年８月27日付で2025年６月２日に行った届出を取り下げ、同日付で外国為替及び外国貿易法第27条第１項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ、上記提示された条件付きで三度目の届出(以下「第三対内直接投資届出」といいます。)を行い、同日付で受理されました。その後、2025年９月２日付で法定の待機期間は短縮され、2025年９月３日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

< 中略 >

また、2025年８月27日、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第１項に従い2025年６月２日に行った届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いました。公開買付者は、関連当局から提示された条件を前提とした本公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025年８月27日付で2025年６月２日に行った届出を取り下げ、同日付で外国為替及び外国貿易法第27条第１項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ、上記提示された条件付きで第三対内直接投資届出を行い、同日付で受理されました。今後、第三対内直接投資届出に基づき、関連当局による承認に向けた審査がなされます。これに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年８月27日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年９月10日まで延長すること(以下「本買付条件変更(11)」といいます。)となりました。

その後、第三対内直接投資届出に関し、2025年９月２日付で法定の待機期間が短縮され、2025年９月３日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となったことに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年９月３日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年９月18日まで延長すること(以下「本買付条件変更(12)」といいます。)となりました。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は83営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付期間は85営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付期間は87営業日に延長されています)。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日を確保することにより(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は144営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は146営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は148営業日に延長されています)、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(訂正後)

公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は83営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付期間は85営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付期間は87営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、公開買付期間は92営業日に延長されています)。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日を確保することにより(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は144営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は146営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は148営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、当該期間は153営業日に延長されています)、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(7) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について

インフォームド・ジャッジメントの機会の確保

(訂正前)

< 前略 >

加えて、公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は83営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付期間は85営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付期間は87営業日に延長されています。)に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は144営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は146営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は148営業日に延長されています。)を確保することにより、対象者の株主の皆様

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

加えて、公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は83営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付期間は85営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付期間は87営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、公開買付期間は92営業日に延長されています。)に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は144営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は146営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は148営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、当該期間は153営業日に延長されています。)を確保することにより、対象者の株主の皆様

< 後略 >

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年5月9日(金曜日)から2025年9月10日(水曜日)まで(87営業日)
公告日	2025年5月9日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年5月9日(金曜日)から2025年9月18日(木曜日)まで(92営業日)
公告日	2025年5月9日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法

(訂正前)

公開買付者は、2025年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりました。当該届出の受理後、2025年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2025年3月4日付で上記届出を取り下げております。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんが、公開買付者は、本書提出日以降、準備が整い次第速やかに再度の届出を行うことを予定しておりました。その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んでいることから、2025年6月2日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、2025年7月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年8月1日までに延長する旨の通知を受領しました。その後、公開買付者は、2025年8月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年9月1日までに再度延長する旨の通知を受領しました。2025年8月27日、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いました。公開買付者は、関連当局から提示された条件を前提とした本公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025年8月27日付で2025年6月2日に行った届出を取り下げ、同日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ合意された条件付きで第三対内直接投資届出を行い、同日付で受理されました。第三対内直接投資届出の受理後、第三対内直接投資届出に基づき、関連当局による承認に向けた審査がなされ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。

公開買付者は、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、遅くとも2025年9月10日までに外国為替及び外国貿易法の手続を完了できると見込んでおりますが、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日まで、上記の各待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等又は特定取得に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、2025年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりました。当該届出の受理後、2025年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年3月4日付で上記届出を取り下げております。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんが、公開買付者は、本書提出日以降、準備が整い次第速やかに再度の届出を行うことを予定しておりました。その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んでいることから、2025年6月2日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、2025年7月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年8月1日までに延長する旨の通知を受領しました。その後、公開買付者は、2025年8月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年9月1日までに再度延長する旨の通知を受領しました。2025年8月27日、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いました。公開買付者は、関連当局から提示された条件を前提とした本公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025年8月27日付で2025年6月2日に行った届出を取り下げ、同日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ合意された条件付きで第三対内直接投資届出を行い、同日付で受理されました。第三対内直接投資届出の受理後、第三対内直接投資届出に基づき、関連当局による承認に向けた審査がなされ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、2025年9月2日付で当該待機期間は短縮され、2025年9月3日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

	法域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
	ドイツ	ドイツ連邦カルテル庁	2025年 4 月17日	V – 33/25
	オーストリア	オーストリア競争当局	2025年 4 月25日	BWB/Z-6899
	台湾	經濟部投資審議司	2025年 6 月25日	經授審字第11420095320号

(訂正後)

	法域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
	ドイツ	ドイツ連邦カルテル庁	2025年 4 月17日	V – 33/25
	オーストリア	オーストリア競争当局	2025年 4 月25日	BWB/Z-6899
	台湾	經濟部投資審議司	2025年 6 月25日	經授審字第11420095320号
—	日本	財務大臣及び事業所管大臣	2025年 9 月 2 日	JD第860号

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年9月18日(木曜日)

(訂正後)

2025年9月26日(金曜日)

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 中略 >

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(x)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び(y)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

さらに、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、外国為替及び外国貿易法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

< 後略 >

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 中略 >

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(x)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び(y)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

< 後略 >

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年9月3日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年5月9日付「公開買付開始公告」(2025年6月2日付、2025年6月17日付、2025年6月25日付、2025年7月1日付、2025年8月1日付、2025年8月21日付、2025年8月25日付及び2025年8月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2025年6月17日付、2025年6月25日付、2025年7月1日付、2025年7月15日付、2025年8月1日付、2025年8月18日付、2025年8月21日付、2025年8月25日付及び2025年8月27日付で行った「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告により変更された事項を含みます。)の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 2025年5月9日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

< 前略 >

下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。

下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」記載のとおり、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025年2月6日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025年2月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2025年3月4日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんが、その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025年6月2日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、2025年7月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年8月1日までに延長する旨の通知を受領しました。その後、公開買付者は、2025年8月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年9月1日までに再度延長する旨の通知を受領しました。

2025年8月27日、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いました。公開買付者は、関連当局から提示された条件を前提とした本公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025年8月27日付で2025年6月2日に行った届出を取り下げ、同日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ、上記提示された条件付きで三度目の届出(以下「第三対内直接投資届出」といいます。)を行い、同日付で受理されました。今後、第三対内直接投資届出に基づき、関連当局による承認に向けた審査がなされます。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

下記「６ 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続並びにドイツ及びオーストリアにおける競争法に基づく手続が必要になると判断しております。

下記「６ 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」記載のとおり、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応については、2025年２月６日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2025年２月28日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2025年３月４日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんでした。その後、公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んだものと判断したことから、公開買付者独自の判断として、2025年６月２日付で外国為替及び外国貿易法第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、2025年７月１日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第３項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第１項に従い2025年６月２日に行った届出に係る待機期間を、2025年８月１日までに延長する旨の通知を受領しました。その後、公開買付者は、2025年８月１日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第３項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第１項に従い2025年６月２日に行った届出に係る待機期間を、2025年９月１日までに再度延長する旨の通知を受領しました。

2025年８月27日、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第１項に従い2025年６月２日に行った届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いました。公開買付者は、関連当局から提示された条件を前提とした本公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025年８月27日付で2025年６月２日に行った届出を取り下げ、同日付で外国為替及び外国貿易法第27条第１項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ、上記提示された条件付きで三度目の届出(以下「第三対内直接投資届出」といいます。)を行い、同日付で受理されました。その後、第三対内直接投資届出に関し、2025年９月２日付で法定の待機期間は短縮され、2025年９月３日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

< 後略 >

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 中略 >

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(x)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び(y)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

さらに、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

< 後略 >

(訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 中略 >

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(x)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び(y)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

< 後略 >

(3) 府令第13条第1項第9号の規定による書面(対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について)

外国為替及び外国貿易法第27条第2項但書に基づき、2025年9月2日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2025年9月3日から公開買付者による対象者株式の取得が可能になったため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、公開買付者が2025年8月27日付で日本銀行に対して提出した「株式の取得等に関する届出書(JD第860号)」及び日本銀行が2025年9月2日付で公示した「対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について」を本書に添付いたします。